

「障害福祉情報サービスかながわ」へのメールアドレス登録はお済みですか？

県・政令市・中核市からのお知らせや連絡、情報提供は、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」で行います。特別な場合を除き、郵送等で行うことはありません。最低、週に一度は必ずトップページの「お知らせ」等をご確認ください。

[お知らせ配信用メールアドレスをご登録ください]

重要な情報や緊急のお知らせについては、ご登録いただいたメールアドレスあてに「【 からのお知らせ】 」という題名で配信します。大切な情報を見逃すことのないよう必ずお知らせ配信用メールアドレス（業務用パソコンのアドレス）をご登録いただき、毎日1度は新着メールをご確認ください。

なお、お知らせの内容により、サービスの種類や事業所所在地を限定して配信する場合があります。複数の事業所を運営しており、事業所番号を複数お持ちの法人の方は、お手数でも事業所番号ごとにご登録ください。

[居住系、通所系事業所の皆さんは災害時被害状況調査用メールアドレスもご登録ください]

大規模災害発生時に、県及び市町村の初動対応に活用することを目的に、スマートフォンや携帯電話等のメール機能を使って障害児者施設の被害状況を確認するための機能を整備しています。対象事業所の皆さんは、スマートフォンや携帯電話（インターネットにアクセスできるもの）等のメールアドレスをご登録ください。

詳しくは裏面をご覧ください。

[メールアドレスの登録方法は？]

トップページの「事業所メンバー」から、新規指定時にかながわ福祉サービス振興会から送付されたIDとパスワードを使って行います。（「事業所メンバー」ページに「登録マニュアル」を掲載しています。）

ID、パスワード、登録方法等についてのお問い合わせ先

(公社)かながわ福祉サービス振興会 情報活用課 (TEL:045-680-5686)

< 「障害福祉情報サービスかながわ」の主な機能は？ >

| | |
|---------------------------|---|
| お知らせ掲載機能 | トップページの「お知らせ」に随時、新しいお知らせ情報を掲載します。 |
| お知らせメール配信機能 | ご登録いただいたお知らせ配信用メールアドレスに大切な情報を随時配信します。 |
| 各種様式、各種参考資料閲覧・ダウンロード機能 | 「書式ライブラリ」に申請書様式や関係法令、国・県等からの通知等を掲載しています。 |
| 事業所情報検索、閲覧機能 | 「事業所検索」から、サービス種類、所在地などの条件で検索し、事業所の基本情報等を閲覧することができます。 |
| 事業所情報掲載機能 | 「事業所メンバー」からログインし、事業所情報詳細画面に事業所ホームページのURLや交通手段、事業所の特色などを掲載することができます。 |
| 災害時被害状況確認機能（居住系・通所系事業所向け） | 大規模災害発生時に、県・市町村の初動対応のために、携帯電話等のメールを活用して利用者や施設等の被害状況をご報告いただく機能です。 |

災害時被害状況確認システムのご案内

1 設置目的は！

今後発生が懸念されている大規模災害に備え、県及び市町村が、発災直後の障害児者向け施設等の被害状況を、施設等の負担に配慮しつつ、迅速かつ簡易に把握し、県及び市町村が行う初動対応に活用することを目的としています。

2 システムの概要は！

まず、事業者の皆様方に、「障害福祉情報サービスかながわ」の「事業所メンバー」から、既にご登録いただいているお知らせ配信用メールアドレス（パソコンのメールアドレス）のほかに、スマートフォンや携帯電話（インターネットにアクセスできるもの）等のメールアドレスを登録していただきます。

県は、災害発生時等に、ご登録いただいている業務用パソコンとスマートフォン等のアドレスに被害状況調査メールを配信します。

事業者の皆様方には、パソコン又はスマートフォン等から受信したメールに記載されたURLにアクセスし、被害状況をご報告いただきます。ご報告いただく項目は、最低限のものとなっています。

主な報告内容：負傷者数、施設の被害の有無、要避難者数等、その他連絡事項
ご報告いただいた情報は、県及び各市町村が直接見ることができるようになっています。

3 被害状況調査メールを配信するときは！

原則として、県災害対策本部が設置されたときに配信します。

県災害対策本部が設置されるときは？

- a 県内最大震度5弱以上の地震を観測し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- b 暴風、大雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが県下に発表され、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- c 船舶災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、危険物等災害、大規模な火事災害等が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- d その他状況により必要があるとき

4 システムにメールアドレス登録していただく事業所は！

県内に所在する障害児者向け居住系・通所系の事業所（グループホーム等を含む。）です。訪問系事業所と相談系事業所は対象外です。

複数の事業所を運営する法人の方は、事業所番号ごとに登録してください。

5 登録するメールアドレスは！

従来から県等からのお知らせメール配信用として登録していただいている業務用パソコンのメールアドレスとは別に、事務所に職員がいない時間帯や停電などによりパソコンが使えない場合でもメールの送受信ができるよう、施設管理者等が、日常業務等に使用しているスマートフォンや携帯電話（インターネットにアクセスできるもの）等のアドレスを登録してください。

6 訓練にご参加ください！

県では、年に1回以上、事前にご案内した上で、災害時被害状況確認訓練を実施することとしています（今年は12月19日(火)を予定）。是非ご参加ください。